



## (療養の給付費等の請求の特例)

第五条 レセプトコンピュータ(療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。)を使用してない保険医療機関又は保険薬局(次条第一項の届出を行つたものであつて同表第三項の届出を行つてないものを除く。)は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求(療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいふ。以下同じ。)を行うことができる。

第六条 前項の規定により書面による請求を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第七条 保険医療機関である診療所又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用してゐる診療所又は保険薬局であつて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が、それぞれ同表の下欄に掲げる日において六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行つことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局

レセプトコンピュータを使用してゐる診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

レセプトコンピュータを使用してゐる診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

レセプトコンピュータを使用してゐる診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

レセプトコンピュータを使用してゐる診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

レセプトコンピュータを使用してゐる診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

レセプトコンピュータを使用してゐる診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

レセプトコンピュータを使用してない診療所又は薬局

	平成二十一年四月一日	平成二十一年十二月三十日
	平成二十二年七月一日	平成二十二年十二月三十一日
	平成二十三年四月一日	平成二十三年十二月三十一日
	平成二十四年七月一日	平成二十四年十二月三十一日
	平成二十五年七月一日	平成二十五年十二月三十一日

## (書面による請求)

第七条 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

書面による請求を行う場合には、療養日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則第四条の見出し中「電子情報処理組織の使用による」を「療養の給付費等の」に改め、同条第一項以外の部分中「保険医療機関又は」を「第五条第一項及び第六条第一項の規定の適用を受ける保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求のほか、保険医療機関又は」に改め、「(療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書又は診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。)又は光ディスク等を用いた請求(療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方

式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレギンブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出することにより請求することをいう。以下同じ。)」を削り、同項の表の一項中「療養の給付費等の請求を行つてゐる者の使用に係る電子計算機(以下「レセプト」といいう。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるものとす。

二 前項の規定により届出を行つておらずとする保険医療機関又は保険薬局のうち次の表の上欄に掲げるも

のは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、届け出るものとする。

三 前項の規定により届出を行つておらずとする保険医療機関又は保険薬局のうち次の表の上欄に掲げるも

のは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、届け出るものとする。

四 前項の規定にかかるわらず、同項の表の二の項から五の項までの上欄に掲げる病院若しくは診療所又は薬局(電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ、薬局にあつては、平成二十一年四月一日から平成二十一

年三月三十一日までの間における療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を平成二十二年十二月十日までに審査支払機関に届け出た薬局に限る。以下この項において同じ。)が行う

療養の給付費等の請求であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる日の三月前日(薬局にあつては平成二十二年十二月十日)までに、次の表の上欄に掲げるものに該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、書面による請求を行ふことができる。

一 自ら購入したレセプトコンピュータをリース契約(平成二十一年十一月一日から五年を経過した日以前に購入したものであつて、購入した日から五年を経た後は平成二十二年十一月一日以後に延長されたものを含む。)に限る。)により使用し、当該リース契約終了日の日以後に延長されたものは、平成二十三年四月一日以後であるものに限る。)を使用する

病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求

二 レセプトコンピュータをリース契約(平成二十一年十一月一日から五年を経た後は平成二十二年十一月一日以後に延長されたものを含む。)に限る。)により使用し、当該リース契約終了日の日以後に延長されたものは、平成二十三年四月一日以後であるものに限る。)を使用する

病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求

三 第一項の届出を行つた保険医療機関又は保険薬局であつて、同項の表の上欄に掲げる保険医療機

関又は保険薬局において、それぞれ同表の下欄に掲げる日における年齢が六十五歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなつたものは、当該保険医又は保険薬剤師に係る登録情報を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

四 前項に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用していなきものを除く。)は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第一条の規定にかかるわらず、書面による請求を行ふことができる。



自由民主党	支部の数 うち法第二項に規定する支部の数	七五二〇	七五二一
会計監査を行るべき者	支部の数 うち法第十一条第二項に規定する支部の数	七五一八	七五二九
住 所	支部の数 うち法第十一条第二項に規定する支部の数	七五一八	七五二九
木 村 義 雄	七五二九	七五二〇	七五二一
山形県山形市元木 一四一八	七五二九	七五二〇	七五二一
生年月日	七五二九	七五二〇	七五二一
昭和二十五年一月 十七日	七五二九	七五二〇	七五二一
選任年月日	七五二九	七五二〇	七五二一
平成二十一年十月 六日	七五二九	七五二〇	七五二一

○厚生労働省告示第四百八十号  
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)  
附則第四条第四項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を次のように定め 平成二十一年十一月二十六日から適用する。

平成二十一年十一月二十五日

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成二十一年十一月三十日とする。

○厚生労働省告示第四百八十一号  
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成二十二年厚生労働省令第二百五十一号)の施行に伴い、及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十一年十一月二十六日から適用する。

みんなの党		所属国会議員	の住所	山内 康一
支部の数	東京都港区赤坂二丁目一七之一〇	神奈川県川崎市多摩区登戸四九五一三	一三	二三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二〇	二〇	二〇	二〇

会計責任者

氏  
大島名  
理森

みんなの音

の所属国会議員

神奈川県川崎市多摩  
区登戸四九五一三

康一 東京都港区赤坂二丁目一七一〇

支部の数

—

四規第一項に於て二條第二項

2

数定する支部の